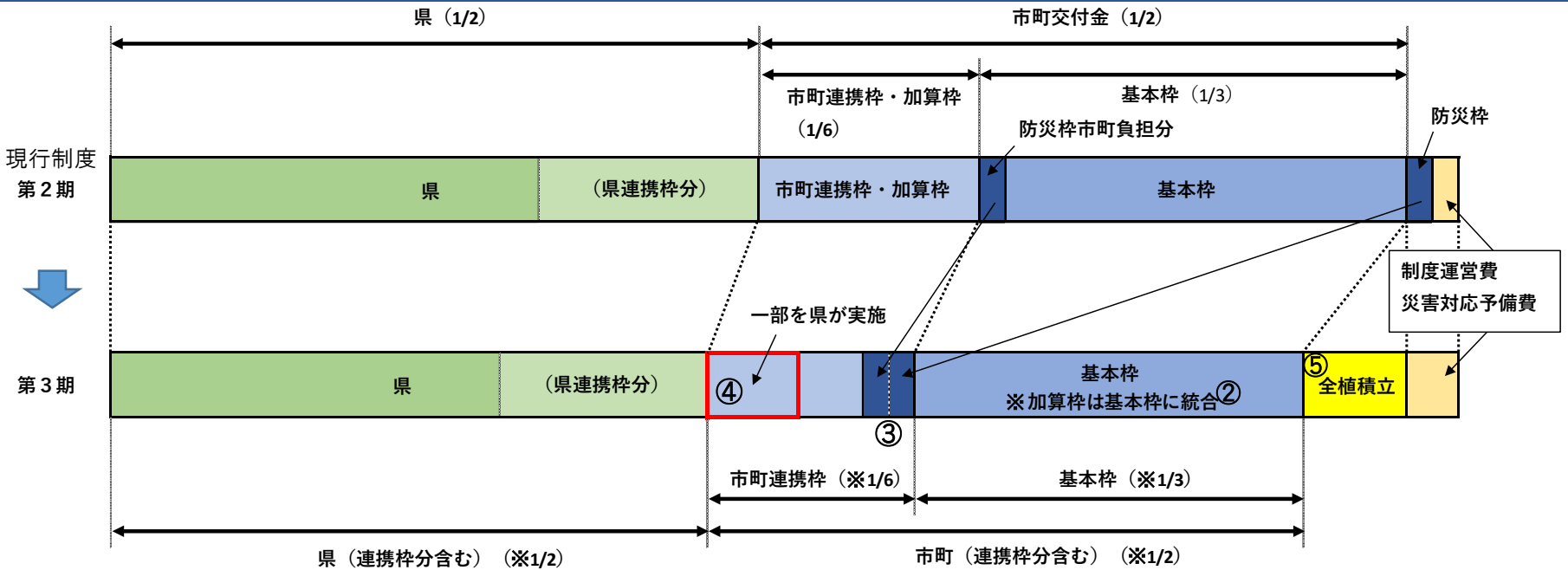


みえ森と緑の県民税第3期の配分の考え方(案)



県 (連携枠分含む) (※1/2)

市町 (連携枠分含む) (※1/2)

※第3期における配分割合は、表示の割合を基本としつつも、市町からの要望や事業実施状況によっては変動する ①

①市町からの要望や各事業の状況に応じた柔軟な配分

現行制度の配分割合を基本としつつ、市町からの要望や各事業の状況をふまえた柔軟な配分を実施

②基本枠、加算枠の配分方法の見直し

加算枠は基本枠に統合したうえで、市町からの要望に基づいて、必要な交付金を配分する方法に改定

③防災枠は連携枠に統合

ライフライン周辺の危険木の事前伐採を行う防災枠については、**連携枠に統合**

(第2期)
市町交付金 (防災枠) 1/4
市町交付金 (基本枠) 1/4
ライフライン事業者 1/2

(第3期)
市町交付金 (連携枠) 1/2
ライフライン事業者 1/2

④これまで市町が実施していた連携枠事業の一部を県が実施

効率的な事業実施を図るため、
・流域の防災機能強化を目的とした森林整備の一部
・獣害防護柵に対する支援
について、**市町の要望に応じて県が実施**

県の災害緩衝林整備事業の実施区域



流域の防災機能強化を目的とした森林整備の実施イメージ

(第2期)
市町の流域防災機能強化対策事業の実施区域

(第3期)
災害緩衝林整備事業の実施区域と併せて、**一体的に県が実施**

⑤全国植樹祭に向けた基金積立

県と市町が一体となって、三重県をあげて取り組む必要があるため、**県と市町の配分割合の外として整理**